

下仁田町ヤマビル駆除剤購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヤマビルの生息数の減少及び吸血被害の抑制を図るため、ヤマビル駆除剤（以下、「駆除剤」という。）の購入に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、下仁田町補助金等に関する規則（昭和49年下仁田町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「駆除剤」とは、ヤマビル駆除に有効と認められる駆除剤とし、農薬以外のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において町内に住所を有し、町税等の滞納がない者（個人）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、駆除剤の購入に要する経費とする。ただし、1戸当たりの購入に要する経費が5,000円未満のものは補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1戸当たり10,000円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、駆除剤の購入後、町長に対してヤマビル駆除剤購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 駆除剤の購入に要した費用の領収書の写し
- (2) 駆除剤の散布予定位置図
- (3) 町税等の納税状況に関する調査の同意書

2 前項の申請は、駆除剤を購入した日から2月以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助の可否を決定し、ヤマビル駆除剤購入費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、前条の交付決定通知を受けたときは、町長に対してヤマビル駆除剤購入費補助金交付請求書（様式第3号）により補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。